

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

シート掛け作業の墜落防止へ
手軽に使える簡易足場が効果
コベルコマテリアル銅管秦野工場

特集Ⅱ

血圧測定する人が激増!
楽しむ「健康経営」を推進
ローム横浜テクノロジーセンター

特別寄稿

新型コロナウイルス
企業と個人ができる対策
原田 佑紀子

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは
 0120-972-825
安全衛生動画レポートも配信中です

2020

3

1

No.2349



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21
小澤社会保険労務士事務所
東京会
所長 小澤 昭

第309回

業務を中断して歓送迎会から戻る際に被災

■ 災害のあらまし ■

会社の営業企画担当であったAは、業務を一時中断して事業場外で行われた研修生の歓送迎会に途中から参加した後、業務を再開するため自動車を運転して事業場へ戻る際に、研修生をその住居まで送る途上で発生した交通事故により死亡したもの。

■ 判断 ■

労働基準監督署は、この交通事故による死亡は業務上の事由によるものではないとし、業務外と判断。その後、遺族がこの判断を不服とし不支給処分取消しを求めて裁判を行った。歓送迎会への参加、会社の自動車の運転、研修生の住居までの送りについて、会社の事業活動に密接に関連したものと判断され、業務上と認められた。

■ 解説 ■

会社は、中国における関連会社から中国人研修生を受け入れて2カ月間の研修を行っていた。社長代行の生産部長Bの発案により、研修の都度、中国人研修生と従業員との親睦を図ることを目的とした歓送迎会を行っていて、その費用は会社の福利厚生費から支払われていた。

BはAに歓送迎会の参加を打診したところ、Aから「社長へ提出する営業戦略資料を作成しなければならないので参加できない」と述べたので、Bは「顔を出せるなら出してほしい」と歓送迎会への参加を要求した。その際、歓送迎会終了後にはB部長も資料作成に加わる旨が伝えられていた。AはBの前記意向により歓送迎会に参加しないわけにいかない状況に置かれ、その結果、歓送迎会終了後の業務を再開するために会社に戻ることを余儀なくされた。

歓送迎会に先立ち、Bは研修生らをその居住するアパートから飲食店まで会社が所有する自動車で送った。歓送迎会の終了後においても、Bは会社所有の自動車で送る予定であった。

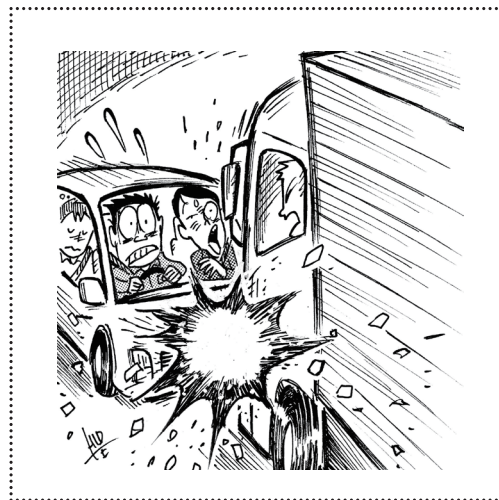
Aは会社において資料を作成していたが、一時作成を中断して会社が所有する自動車を運転して作業着のまま飲食店に向かい歓送迎会の途中から参加した。会社と研修生のアパートはいずれも飲食店からは同一方向に所在していたため、Aは歓送迎会終了後、会社へ戻る際に酩酊した研修生らをアパートまで送り届けた。その途中、対抗車線を進行中の大型貨物自動車と衝突し頭部外傷により死亡した。

原審は、歓送迎会は中国人研修生との親睦を深めることを目的として、会社の従業員有志によって開催された私的な会合であり、Aがこれに中途から参加したことや歓送迎会に付随する送迎のためAが任意に行った運転行為が会社の支配下にある状態であったものとは認められないとして、交通事故によるAの死亡は、業務上の事由によるものとはいえないと判断した。

本審において原審の判断を否定した理由は以下の通りであった。

① Aが業務に係る資料の作成、歓送迎会への上司からの参加要請、歓送迎会終了後の業務再開するために会社に戻ることを余儀なくされたことは、会社からすると、職務上、一連の行動を要請していたものといえる。

② 歓送迎会は、上司の発案により、研修生と従業員との親睦を図る目的で開催されてきたものであって、従業員及び研修生の全員が参加し、その費用が会社の経費から支払われるなどしていた。特に研修生は、アパート及び飲食店間の送迎が会社の所有



する自動車により行われていた。そのことは、歓送迎会は、研修の目的を達成するために会社において企画された行事の一環であると評価することができ、会社の事業活動に密接に関連して行われたものである。

③ Aは会社の所有する自動車を運転して研修生をそのアパートまで送っていた。研修生を送ることは、歓送迎会の開催に当たり、Bにより行われることが予定されていたものであり、その経路は事業場に戻る経路から大きく逸脱するものではなかった。

以上のことから、一連のAの行動は会社から要請された範囲内のものであったといえることができる。

労災認定で業務上と判断されるためには、災害が業務に起因し（業務起因性）、災害が業務の遂行中に発生＝労働者が事業主の支配・管理下にある状態で発生したものであること（業務遂行性）が必要である。

Aは交通事故の際に事業主との労働契約上の支配下にあったというべきであり、交通事故によるAの死亡と運転行為との間に相当因果関係があることは明らかであり、業務上の事由による災害に当たるものであった。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp